

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

感染対策のための実地での
研修への2次募集について
計 38 枚（本紙を除く）

Vol.913

令和3年1月15日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3948)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和3年1月15日

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

感染対策のための実地での研修への2次募集について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

介護保険サービスの提供に当たっては、これまで「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において、感染拡大防止に向けた留意点等をお示ししているところです。また、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」（令和2年11月9日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等において、介護保険サービスに従事する職員がサービスを提供する際に留意すべき感染防止策について、研修教材を公開するとともに感染症の専門家による実地での研修を行っているところです。

今般、別添のとおり感染症の専門家による実地での研修を希望する事業所について、2次募集を実施いたします。

つきましては、管内の関係団体及び介護事業所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

記

1. 実地での研修について

- 応募期間 第2次応募期間 令和3年1月18日（月）～1月22日（金）
- 目的、対象等の詳細は別添1を参照
- ※ 緊急事態宣言下においても実施する予定であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、専門家とのマッチングが実施できず、研修が実施できない場合がある。

2. 備考

- 応募の要件となっている、研修プログラムについては、別添2「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について(その3)」(令和2年12月14日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)に示す「感染症対策力向上のための研修教材配信サイト」を参照
- なお、上記サイトにおいて、新型コロナウイルス感染症感染例が発生した施設での対応事例についての動画を公開します。各事業所において対応を検討する際の参考としてご活用ください。

以上

(問合せ先)

- 本事務連絡について
厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課
TEL: 03-5253-1111 (内線3991、3972)
- 感染症対策のための実地での研修事務局
メールアドレス: kansen-jichi-kenshu@ml.mri.co.jp
※ お問い合わせは、メールにてお願いいたします。
なお、電話でのご相談の場合は、上記メールアドレスに、電話がほしい旨と、連絡先となる電話番号をご記載ください。事務局から折り返しお電話します。

感染症対策のための実地での研修に関する実施要綱（第 2 次募集）

1. 目的

介護保険施設又は事業所（以下、「施設等」という）での新型コロナウイルス感染症の感染予防、拡大防止のため、介護保険サービスに従事する職員が標準感染予防策と感染症発生時の備えを理解し実施できるよう、感染症の専門家（感染管理認定看護師及び感染症看護専門看護師）を施設等に派遣し、当該施設等の個別性に応じた感染対策について指導・助言を行う。

なお、派遣する感染症の専門家は、可能な限り当該施設等の所在する都道府県内の感染症専門家とし、実地での研修後も必要に応じて相談できる関係の構築を目指す。

実地での研修を受けた施設等については、必要に応じて近隣地域の施設等とも研修で得た知見を共有することを期待する。

2. 実施主体

厚生労働省（株式会社三菱総合研究所へ委託）

3. 対象

次の要件を満たす施設等

管理者或いは感染対策教育担当者（以下、「管理者等」という）が「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修（「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」令和 2 年 11 月 9 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）のうち、職員向け研修プログラムを全て受講済みであること。

なお、管理者等以外の職員については、申込時点で受講を完了していることは求めないが、実地での研修内容を理解しやすいように、受講を完了しておくことが望ましい。

4. 内容と時間

（1）内容

- ①当該施設等の感染対策状況に関する助言
- ②个人防护具の着脱方法（个人防护具は、施設でご用意ください）
- ③感染疑い等が発生した場合の当該施設での対応方法（ゾーニング含む）
- ④その他、施設等のニーズに応じた内容

（2）時間と項目

原則として 13:30～17:30（最大 4 時間）

- 施設等の感染対策の現状の把握、確認（施設等の建物内の巡回等）
- 当該施設等の感染対策状況に関する助言（質疑応答（施設等で困っていること、確認したいことなど））
- 个人防护具の着脱方法の実演、演習、指導等
- 感染疑い等が発生した場合の当該施設等での対応方法（ゾーニング含む）（説明及び質疑応答、施設等内での実地アドバイス等）

※実施の順番等は、施設等と講師の状況に応じて柔軟に対応してください。

5. 応募方法と受付数

(1) 応募方法

「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」のうち、スタッフ用研修プログラム単元 A～J のすべてを受講後に表示される『申し込みフォーム』に必要事項を記載し、「送信」ボタンをクリックして申し込む。申し込みに当たり、全ての項目を必ず記入すること。

【申し込みフォーム】

申し込みに当たっての要件を満たしたことから、下記のように、感染症対策のための実地での研修に申し込みます。

法人、事業者名(必ず法人名を記載)	
所在地(講師が訪問する住所)※都道府県から	
サービス種別	
応援職員の登録の有無と登録人数 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 登録人数:()人	
希望日(必ず第5希望まで記入のこと)	令和3年2月1日～3月19日までの期間のうち、希望する日程を記入してください。必ず第5希望まで記入してください。記入いただいた日のいずれになっても大丈夫なように、調整をお願いいたします。希望したいずれの日程も、講師との調整ができなかった場合は、改めて、希望日を問い合わせる場合があります。
第1希望	月 日 () 13:30～
第2希望	月 日 () 13:30～
第3希望	月 日 () 13:30～
第4希望	月 日 () 13:30～
第5希望	月 日 () 13:30～
連絡先	役職
	氏名
※マッチングが確定したのち、講師の方に連絡先として共有させていただきます。	E-mail
	注:原則、電子メールでの連絡とさせていただきますので、必ず、連絡の取れるメールアドレスを記載してください。
	電話
	注:原則、電子メールでの連絡としますが、やむを得ず電話でのご連絡をする場合がありますのでご記入ください。
ア 感染管理への取組状況としてマニュアルの作成状況	
イ 利用している個人防護具の種類等	
ウ 実地での研修において、特に知りたいこと、学びたいことについて	

以上

【留意事項】

- ①実地での研修は、感染症の専門家を講師として各施設等に派遣するため、施設への立ち入り等を伴います。受講にあたり、研修参加者への事前の検温の実施、消毒等の徹底、研修中の密な状態の回避など、十分な感染症対策をお願いします。
- ②上記の連絡先及びア、イ、ウの項目は、研修実施前に講師に共有いたします。
- ③感染拡大の状況により、専門家とのマッチングが実施できないなど、研修が実施できない場合がありますので、ご了承ください。

研修受講を希望する日（時間は原則として13:30～17:30）は、第1希望から第5希望まで必ず記入すること。

※受講希望日は、令和3年2月1日～3月19日までの期間のうち、希望する日程を記入してください。必ず第5希望まで記入してください。記入いただいた日のいずれになっても大丈夫なように、調整をお願いします。

希望したいずれの日程も、講師との調整ができなかった場合は、改めて、希望日を問い合わせる場合があります。

また、ア感染管理への取組状況としてマニュアルの作成状況、イ利用している個人防護具、ウ実地での研修において、特に知りたいこと、学びたいこと、についても、記入すること。

※これらの情報は、マッチングが確定したのち、講師の方に共有いたします。

実地での研修の可否については、応募期間終了後、概ね1～2週間を目安に委託事業者から申し込み事業者へに通知する。

(2) 受付数

100事業所程度。

(3) 応募期間

①第2次応募期間 令和3年1月18日(月)～1月22日(金)

②第3次応募期間(予定) 令和3年2月上旬

(第2次応募期間で、受付数に達した場合は、第3次応募を実施しない)

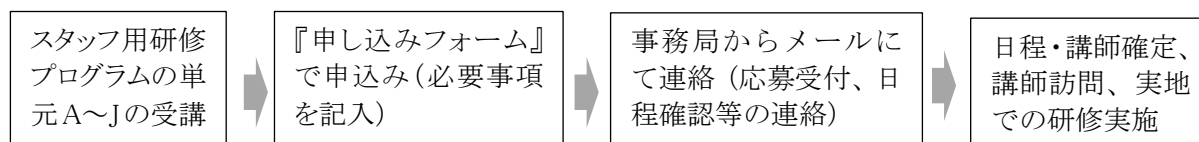
(4) 実施期間

令和3年2月1日(月)～令和3年3月19日(金)

6. 費用負担

なし。ただし、研修で使用する個人防護具等は事業者で準備すること。

7. 申し込みから実地での研修までの流れ



8. 留意事項

- ・実地での研修の日程調整は、応募状況を踏まえつつ、施設等のサービス種別や所在地を勘案し、順次行う。応募多数の場合は実地での研修を受けられない場合がある。
- ・施設等の所在地や応援職員を登録している施設等については優先的に実施する。
- ・申し込み時の実地での研修の希望日は、いずれの希望日になっても受講できるようにしておくこと。希望日で、講師との日程調整ができなかった場合は、改めて希望日の提案を求められることがある。講師との日程調整が不調に終わった場合には、実地での研修を受けられない場合がある。
- ・同一法人内からはサービス種別に関わらず1事業所のみが申し込み可能とする。(実地での研修を受ける事業所に、同一法人の他の事業所の職員が集まることは可能である)なお、同一法人での重複が判明した場合は、1事業所を事務局にて選定することがある。
- ・派遣される専門家を、施設等が選ぶことはできない。
- ・本実地での研修は、感染症の専門家を講師として各施設等に派遣するため、施設への立ち入り等を伴います。受講にあたり、研修参加者への事前の検温の実施、消毒等の徹底、研修中の密な状態の回避など、十分な感染症対策をお願いするものである。
- ・施設等に新型コロナウイルス感染症の陽性者、または疑い者が発生した場合は実施しません。このため、直前に、中止となる場合がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、専門家とのマッチングが実施できず、研修が実施できない場合がある。

9. 問い合わせ

感染症対策のための実地での研修事務局（株式会社三菱総合研究所、エム・アール・アイ
リサーチアソシエーツ株式会社）

○メールのみ受け付け E-mail : kansen-jichi-kenshu@ml.mri.co.jp

10. 「感染症対策のための実地での研修」の申し込みについて

(1) 申し込み方法

- ①管理者・感染対策教育担当者向け感染症対策力向上のための研修教材配信サイトにアクセスし、登録したアカウントでログインしてください。
- ②スタッフ用研修プログラム A～J の動画の視聴がすべて終了したら、「申し込み」にある「実地での研修実施要綱」がクリックできます。
- ③「実地での研修実施要綱」をクリックし、実施要綱をご覧いただき、「終了」をクリックすると、「感染症対策のための『申し込みフォーム』」がクリックできます。
- ④「感染症対策のための『申し込みフォーム』」をクリックし、申し込みフォームに合わせ全ての事項をご記入ください。（記入項目は（2）を参照のこと）

(2) 『申し込みフォーム』に記入いただく事項

下記のすべての項目について、記入すること。なお、⑥～⑨の項目は、研修実施前に講師に共有する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①法人、事業者名（必ず法人名を記載）②所在地（講師が訪問する住所）③サービス種別（申し込みを行う施設・事業所の介護保険サービス種別）④応援職員の登録の有無と登録人数⑤希望日（必ず第5希望まで記入のこと）<ul style="list-style-type: none">・令和3年2月1日（月）～3月19日（金）までの期間のうち、希望する日程を記入してください。必ず第5希望まで記入してください。記入いただいた日のいずれになっても大丈夫なように、調整をあらかじめお願いいたします。・希望したいずれの日程も、講師との調整ができなかった場合は、改めて、希望日を問い合わせる場合があります。⑥連絡先<ul style="list-style-type: none">・役職、氏名、E-mail（原則、メールにてご連絡を予定）、電話⑦感染管理への取組状況としてマニュアルの作成状況⑧利用している个人防护具の種類等（研修時に準備する予定の个人防护具（例：マスク、フェイスシールド、エプロン、ガウン 等））⑨実地での研修において、特に知りたいこと、学びたいことについて |
|---|

(3) 申し込みにあたっての留意事項

- 実施要綱をよく読み、承諾したうえで、申し込むこと。

事務連絡
令和 2 年 12 月 14 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その 3）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

介護保険サービスの提供に当たっては、これまで「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）」（令和 2 年 10 月 15 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において、感染拡大防止に向けた留意点等をお示ししているところです。また、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」（令和 2 年 11 月 9 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等において、介護保険サービスに従事する職員がサービスを提供する際に留意すべき感染防止策について、研修教材の一部を公開したところです。

今般、管理者・感染対策教育担当者向け教材を公開いたしました。併せて、介護保険サービスに従事する職員が感染防止策を実施できるよう、別添のとおり感染症の専門家による実地での研修を行うことといたしました。

つきましては、管内の関係団体及び介護事業所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

記

1. 研修概要

- 目的：介護保険サービスに従事する職員が標準感染予防策と感染発生時の備えを理解し実施できる。
- 対象：介護職員等及び感染管理を教育する立場にある管理者や感染管理対策委員会等（以下、管理者・感染対策教育担当者）の者

○プログラム構成

上記事務連絡のほか、「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」等、サービス類型別に実際のケアの場面での対策について動画によりお示しした内容も含まれており、感染症の基礎から感染発生時の対応まで幅広く学ぶことができる内容

①職員向け

- ・介護サービス提供の場で行う感染対策 【11月9日公開】
- ・標準予防策と感染経路別予防策 【11月9日公開】
- ・感染拡大防止のための職員の健康管理 【11月9日公開】
- ・生活の場における高齢者の健康管理 【12月2日公開】
- ・介護サービスを提供する際の衛生管理 【12月2日公開】
- ・手洗い、個人防護具の適切な使用 【12月2日公開】
- ・感染予防策を踏まえた介護・看護ケア（平常時・感染症流行時）【12月2日公開】
- ・感染症発生時の対応（濃厚接触者・陽性者発生時を含む） 【12月2日公開】
- ・家族等への支援 【12月2日公開】
- ・感染症による死亡への備え 【12月2日公開】

②管理者・感染対策教育担当者向け

上記①に加えて、以下のプログラム

- ・生活を支えるための感染対策 【本日公開】
- ・感染対策マニュアルの見直しによる感染管理体制の改善 【本日公開】
- ・感染予防に取り組む職員のメンタルヘルス 【本日公開】
- ・感染症発生時の対応 【本日公開】
- ・実技・演習の進め方 【本日公開】

2. 利用方法

以下のサイトよりアクセスしてください。

①職員向け：<https://training.kaigo-kansentaisaku.net/>

②管理者・感染対策教育担当者向け：

https://deli3.study.jp/rpv/external/user_regist.aspx?publish_key=FhegSpYR

※既に登録がお済みの方は以下からログインしてください。

<https://deli3.study.jp/rpv/?code=KT>

操作方法の詳細は別添1及び2を参照

3. 実地での研修について

別添3を参照

4. 備考

上記研修サイト内において、研修を受講した方へ向けたアンケートを実施しておりますので、今後の研修充実等のためにご協力をお願いします。

以上

(問合せ先)

○ 本事務連絡について

厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課

TEL：03-5253-1111（内線3991、3972）

○ 研修教材、研修サイトについて

感染症対策力向上のための研修教材配信サイト事務局

メールアドレス：kaigo-kansen-kanri@ml.mri.co.jp

※ お問い合わせは、メールにてお願いいたします。

なお、電話でのご相談の場合は、上記メールアドレスに、電話がほしい旨と、連絡先となる電話番号をご記載ください。事務局から折り返しお電話します。

○ 感染症対策のための実地での研修事務局

メールアドレス：kansen-jichi-kenshu@ml.mri.co.jp

※ お問い合わせは、メールにてお願いいたします。

なお、電話でのご相談の場合は、上記メールアドレスに、電話がほしい旨と、連絡先となる電話番号をご記載ください。事務局から折り返しお電話します。